

子ども・子育て拠出金率改定

CA190409
PCA給与シリーズ

■ 拠出金率の改定

「子ども・子育て拠出金率」が4月分から [3.4 / 1000] に変更となりました。

(平成31年3月30日付官報)

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで拠出金率の変更をすることにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

■ 拠出金率の変更方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」 - 「社会保険の登録」を起動し、社会保険コードをダブルクリックして選択します。
- ② [社会保険の登録] 画面の「健保・厚年保険料率」タブで、「期間の変更」ボタンをクリックします。
※ 既に使用期間を作成済みの場合は、手順③の使用期間の追加は不要です。
[▼] ボタンをクリックしてその使用期間を選択し、手順④の操作を行ってください。

健保・厚年保険料率(B):				
/1000	被保険者	事業主	全体	端数処理
給与 健康保険料率				
給与 基本保険料率				

- ③ 使用期間を追加し、[実行] ボタンをクリックします。

期間の変更

使用期間の追加

開始日(A) 令和 1年 5月 1日

料額表基準年月(G) 平成28年10月～ 厚生年金 標準報酬月額の下限引き下げ

使用期間の結合

結合する期間(J) 平成30年 4月 1日 ~

結合される期間の選択(K) 前の期間を上書きする 次の期間を上書きする

使用期間の変更

変更する期間(C) 平成30年 4月 1日 ~

変更する日付の選択(D) 開始日を変更する 終了日を変更する

変更可能な期間 平成29年10月 2日 ~

変更後の日付(E) 平成 31年 4月 4日

実行(F5) キャンセル ヘルプ(F1)

[使用期間の追加] の [開始日] は、新しい拠出金率を適用する日付を入力します。
 ※料額表基準年月は、[平成28年10月～] になっていなければ問題ありません。

例1) 【4月分保険料を4月給与で徴収する場合】

3月給与の支給日より後の日付で、かつ4月給与支給日までの日付で [開始日] を入力します。

例2) 【4月分保険料を5月給与で徴収する場合】

4月給与の支給日より後の日付で、かつ5月給与支給日までの日付で [開始日] を入力します。

- ④ 手順②の [社会保険の登録] 画面に戻りますので、[子ども・子育て拠出金率] 欄に [3.4] を入力して登録します。

社会保険情報 電子媒体管理項目名称 健保・厚年保険料率

使用期間(B) 令和 1年 5月 1日 ~ 期間の変更(O)...

率入力方法(W) 会社全体率 被保険者率

健康保険+介護保険で表示(L) 健康保険の内訳を使用する(U) 料額表を手入力する(M)

健保・厚年保険料率(B):

健保料額表(L) 厚年料額表(K)

/1000	被保険者	事業主	全体	端数処理
給与 健康保険料率				
給与 基本保険料率				
給与 特定保険料率				
給与 健康+介護保険料率				
給与 厚生年金保険料率				
給与 厚生年金基金料率				
賞与 健康保険料率				
賞与 基本保険料率				
賞与 特定保険料率				
賞与 健康+介護保険料率				
賞与 厚生年金保険料率				
賞与 厚生年金基金料率				
子ども・子育て拠出金率		3.400		